

令和6年3月

お客さま 各位

湖東信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設に伴う普通預金規定等の改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和6年4月1日の「未利用口座管理手数料」の新設に伴い、同日より普通預金規定等を下記の通り改定いたします。

なお、改定後の規定をご要望の際は、令和6年4月1日以降、当金庫ホームページに掲載いたしますので、そちらをご覧ください。

1. 改定日

令和6年4月1日（月）

2. 対象となる規定

- (1) 普通預金規定
- (2) 貯蓄預金規定
- (3) 総合口座取引規定

3. 改定内容

(1) 普通預金規定

改定後	改定前
<p>普通預金規定</p> <p>1.~2.省略（変更なし）</p> <p>3. <u>（未利用口座管理手数料）</u></p> <p>(1) <u>次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下の本条において「手数料」といいます。）をいただきます。ただし、18歳未満の口座は対象外といたします。</u></p> <p>① <u>令和6年（2024年）4月1日以降に新規開設された普通預金口座（無利息型を含む）であること。</u></p> <p>② <u>最後のお預入れ又は払戻しから2年以上、一度も入出金の利用がない預金口座</u></p>	<p>普通預金規定</p> <p>1.~2.省略（変更なし）</p> <p>3. <u>新設</u></p> <p>3. <u>（規定の変更）</u></p>

改定後	改定前
<p>であること（当該口座のお利息の元本への組入れ及び手数料の引落しは除きます。）。</p> <p>③ 該当の預金口座の残高が1万円未満であること。</p> <p>④ 当金庫で、お借り入れがないこと。</p> <p>⑤ 当金庫で、定期性預金、財形、投資信託・国債・保険等預かり金融資産のお取引がないこと。</p> <p>⑥ 口座振替設定が付与されていないこと（ただし、2年以上口座振替が無い場合は徴求対象となります。）。</p> <p>⑦ 後見支援預金口座でないこと（成年後見制度、福祉サービス利用等管理口座を含みます。）。</p> <p>⑧ 相続預金口座でないこと。</p> <p>* なお、通帳等の盗難、紛失等によりご利用を停止されている口座も対象となります。</p> <p>(2) 前項すべての条件に該当する口座となった場合、口座名義人に対し、お届出の住所にご案内文書を送付します。ご案内文書の送付後、一定期間(約3ヶ月)経過後もご利用が無い場合には、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引落しいたします。なお、翌年以降も口座の未利用状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します（その際、ご案内文書は送付いたしません。）。</p> <p>* 送付したご案内文書が延着しまたは到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(3) 手数料の引落しに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知するこ</p>	

改定後	改定前
<p><u>となく当金庫所定の方法により当該口座を解約します。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。</u></p> <p>(4) <u>ご負担いただいた手数料の返却及び解約した口座の再利用には応じられません。</u></p> <p>4. (規定の変更)</p>	

(2) 貯蓄預金規定

改定後	改定前
<p>貯蓄預金規定</p> <p>1.～3.省略 (変更なし)</p> <p>4. <u>(未利用口座管理手数料)</u></p> <p>(1) <u>次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下の本条において「手数料」といいます。)をいただきます。ただし、18歳未満の口座は対象外といたします。</u></p> <p>① <u>令和6年(2024年)4月1日以降に新規開設された貯蓄預金口座であること。</u></p> <p>② <u>最後のお預入れ又は払戻しから2年以上、一度も入出金の利用がない預金口座であること(当該口座のお利息の元本への組入れ及び手数料の引落しは除きます。)</u></p> <p>③ <u>該当の預金口座の残高が1万円未満であること。</u></p> <p>④ <u>当金庫でお借り入れがないこと。</u></p> <p>⑤ <u>当金庫で、定期性預金、財形、投資信託・国債・保険等預かり金融資産のお取引がないこと。</u></p>	<p>貯蓄預金規定</p> <p>1.～3.省略 (変更なし)</p> <p>4. <u>新設</u></p> <p>4. (規定の変更)</p>

改定後	改定前
<p><u>* なお、通帳等の盗難、紛失等によりご利用を停止されている口座も対象となります。</u></p> <p><u>(2) 前項すべての条件に該当する口座となった場合、口座名義人に対し、お届け先の住所にご案内文書を送付します。ご案内文書の送付後、一定期間(約3ヶ月)経過後もご利用が無い場合には、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引落しいたします。なお、翌年以降も口座の未利用状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します(その際、ご案内文書は送付いたしません。)</u></p> <p><u>* 送付したご案内文書が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p><u>(3) 手数料の引落しに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約します。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。</u></p> <p><u>(4) ご負担いただいた手数料の返却及び解約した口座の再利用には応じられません。</u></p> <p><u>5. (規定の変更)</u></p>	

(3) 総合口座取引規定

改定後	改定前
<p><u>総合口座取引規定</u></p> <p>1.~19. (7) 省略</p> <p><u>20. (未利用口座管理手数料)</u></p> <p><u>(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口</u></p>	<p><u>総合口座取引規定</u></p> <p>1.~19. (7) 省略</p> <p><u>20.新設</u></p> <p><u>20. (通知)</u></p>

改定後	改定前
<p><u>座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下の本条において「手数料」といいます。）をいただきます。ただし、18歳未満の口座は対象外といたします。</u></p> <p>① <u>令和6年（2024年）4月1日以降に新規開設された総合口座であること。</u></p> <p>② <u>最後のお預入れ又は払戻しから2年以上、一度も入出金の利用がない預金口座であること（当該口座のお利息の元本への組入れ及び手数料の引落しは除きます。）。</u></p> <p>③ <u>該当の預金口座の残高が1万円未満であること。</u></p> <p>④ <u>当金庫でお借り入れがないこと。</u></p> <p>⑤ <u>当金庫で、定期性預金、財形、投資信託・国債・保険等預かり金融資産のお取引がないこと。</u></p> <p>⑥ <u>口座振替設定が付与されていないこと（ただし、2年以上口座振替が無い場合は徴求対象となります。）。</u></p> <p>⑦ <u>後見支援預金口座でないこと（成年後見制度、福祉サービス利用等管理口座を含みます。）。</u></p> <p>⑧ <u>相続預金口座でないこと。</u></p> <p><u>*なお、通帳等の盗難、紛失等によりご利用を停止されている口座も対象となります。</u></p> <p>(2) <u>前項すべての条件に該当する口座となった場合、口座名義人に対し、お届出の住所にご案内文書を送付します。ご案内文書の送付後、一定期間（約3ヶ月）経過後もご利用が無い場合には、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引落しいたします。なお、翌年以</u></p>	<p>21. (差引計算等)</p> <p>22. (成年後見人等の届出)</p> <p>23. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>24. (規定の変更)</p>

改定後	改定前
<p><u>降も口座の未利用状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します。（その際、ご案内文書は送付いたします。）。</u></p> <p><u>* 送付したご案内文書が延着しままたは到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p><u>(3) 手数料の引落しに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約します。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。</u></p> <p><u>(4) ご負担いただいた手数料の返却及び解約した口座の再利用には応じられません。</u></p> <p><u>21. (通知)</u></p> <p><u>22. (差引計算等)</u></p> <p><u>23. (成年後見人等の届出)</u></p> <p><u>24. (譲渡、質入れの禁止)</u></p> <p><u>25. (規定の変更)</u></p>	